

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十一年 二月十九日

目 次

規 則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

ページ
一

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号の二

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条の二」に改める。

第二条第一項中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 条例第二十二條第五号の規定による寄附金の指定に関する事項
第十二條の二の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者による徴収金の納付）

第十二條の三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者が徴収金を納付する場合においては、第二十号様式による県税現金納付書によつて、県に払い込まなければならない。

第二章第一節中第五十二條の前に次の一条を加える。

（税額控除寄附金の指定）

第五十一条の二 条例第二十二條第五号の規定による指定を受けようとする者は、当該指定を受けようとする年の前年十二月一日から当年十一月三十日までの間に、第六十六号の二様式による申請書に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- い。
- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号又は第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。次項及び第五項において「特定寄附金等」という。）である旨を証する書類
 - 二 定款又はこれに準ずるもの
 - 三 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該寄附金が本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するものであることを確認するために知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る寄附金が本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するものであると認めるときは、期間を定めて、条例第二十五条第五号の寄附金（以下この条において「指定寄附金」という。）として指定するものとする。この場合において、その指定の期間は、当該指定の日が属する年及びこれに引き続く四年間の期間（特定寄附金等に該当する期間に限る。）とする。
- 3 知事は、前項の規定により指定寄附金として指定したときは、第六十六号の三様式により当該申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、指定寄附金として指定しなかつたときは、第六十六号の四様式により当該申請者に通知するものとする。
- 5 指定寄附金を受け入れる者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その事実を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 当該指定寄附金の名称に変更があつたとき。
 - 二 当該指定寄附金を受け入れる者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地に変更があつたとき。
 - 三 当該指定寄附金の受入れの目的及び使途に変更があつたとき。
 - 四 当該指定寄附金が特定寄附金等に該当しなくなつたとき。
- 6 第二項の規定による指定は、指定の期間が満了したとき、次項の規定により取り消されたとき、又は指定寄附金が特定寄附金等に該当しなくなつたときは、その効力を失う。

- 7 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二項の規定による指定を取り消すものとする。
- 一 指定寄附金が本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する寄附金に該当しないことが明らかになつたとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により第二項の規定による指定を受けたとき。
- 8 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を指定寄附金を受け入れる者に通知するものとする。
- 第六十条第一項第二号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。
- 様式目次中 「 第二十号様式 県税現金納付書 第十二条の二 第二項及び第三項を第 第二項 」
- 第二十号様式 県税現金納付書 第十二条の二 第二項及び第三項に、第六十六号様式 納税証明印
- 第五十条第四項、第八十六条第二項及び第八十八条の 第六十六号の二 様式 税額控除寄附金指定
- 税証明印 第八十八条の 第六十六号の三 様式 税額控除寄附金指定
- 第五十条第四項、第八十六条第二項及び第八十八条の 第六十六号の四 様式 税額控除寄附金不指

二第二項
第五十一条の に改める。
申請書
二第一項
第五十一条の
通知書
二第三項
第五十一条の
定通知書
二第四項
」

第二十六号様式「第12条の2 関係」を「第12条の2、第12条の3 関係」に

区
コン
収納

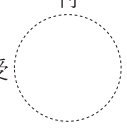
分	収納件数	金 額
ピン	枚	円

区分	収納
コンピン	
収納	
指定代理	
納付	

(納付) 件数	金 額
枚	円
枚	円

第六十六号様式の次に次の三様式を加える。

第66号の2様式(用紙日本工業規格A4)(第51条の2関係)

付  受 印 年 月 日 知 事 様		所 在 地			
		名 称			
		代 表 者 の 氏 名		㊟	
		この申請書について応答する係氏名			電話番号
税 額 控 除 寄 附 金 指 定 申 請 書					
1 寄 附 金 の 種 類		☐ 所得税法第78条第2項第2号 ☐ 所得税法第78条第2項第3号 ☐ 所得税法第78条第3項 ☐ 租税特別措置法第41条の18の3			
2 指定を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで			
3 寄 附 金 の 名 称					
4 寄附金の募集の目的および用途					
目 的					
使 途					
5 寄附金の募集目標額ならびにその募集の区域および対象					
募 集 目 標 額					
募 集 区 域					
募 集 対 象					
6 寄 附 金 の 募 集 期 間					
7 寄 附 金 の 募 集 に 要 す る 経 費					
8 岐阜県内にある事務所の所在地及び名称					
9 添 付 書 類					

備考 1 指定を受けようとする期間の欄は、指定を受けようとする年の1月1日から起算して5年以内の期間を記入すること。

2 寄附金の募集活動を行わない場合は、5欄から7欄までについては、記入の必要はない。また、4欄については、「募集」を「受入」と読み替えて作成すること。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第66号の3様式 (用紙日本工業規格A 4) (第51条の2関係)

税 額 控 除 寄 附 金 指 定 通 知 書

第 号

年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあつた寄附金については、岐阜県税条例第22条第5号の寄附金として下記のとおりに指定したので、通知します。

記

1 指定した寄附金の名称等

2 指定の期間

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第66号の4様式 (用紙日本工業規格A4) (第51条の2関係)

税 額 控 除 寄 附 金 不 指 定 通 知 書

第 号

年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあつた寄附金については、下記の事由により岐阜県税条例第22条第5号の寄附金として指定しませんので、通知します。

記

1 指定しなかった寄附金の名称等

2 指定しなかった事由

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二の次に一条を加える改正規定、第六十条第一項第二号の改正規定、様式目次の改正規定（第二十号様式に係る部分に限る。）及び第二十号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての改正後の第五十一条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

平成二十一年二月十九日印刷
平成二十一年二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社